別記様式（第３条関係）　　（表）

自　動　車　事　故　報　告　書

国土交通大臣
殿

自動車の使用者の氏名又は名称
住　　所
電話番号

年　　月　　日　提出

☆発生日時	年　　月　　日　　時　　分	☆ 路線名 又　は 道路名	道　　線
天　　候	１晴れ　２曇　３雨　４雪　５霧　６その他		
☆発生場所	都道 府県　区市 郡　区町 村　番地		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		☆自動車登録番号 又は車両番号	

☆当時の状況

☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）

☆当時の処置	
☆事故の原因	
☆再発防止 対　　策	
※備　　考	

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏）

事故の種類

区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他
☆発生の順															

☆転落の状態　落差　　m　水深　　m

衝突等の状態　1 正面衝突　2 側面衝突　3 追突　4 接触　5 物件衝突

当該自動車の概要

☆車名	☆型式	☆車体の形状	☆初度登録年又は初度検査年

事業用　1 乗合旅客　2 貸切旅客　3 乗用旅客　4 特定旅客　5 一般貨物（イ特別積合せ貨物　ロその他）　6 特定貨物　7 特定第二種　8 貨物軽（四輪）　9 貨物軽（三輪以下）

自家用　1 有償貸渡し（レンタカー）　2 有償旅客運送　3 その他

種別　1 普通　2 小型　3 その他

☆乗車定員　　人　☆当時の乗車人員　　人

☆最大積載量	☆当時の積載量
kg	kg
kg	kg

安全運転支援装置
- 衝突被害軽減ブレーキ　1 有　2 無
- ドライバー異常時対応システム　1 有　2 無
- 側方衝突警報装置　1 有　2 無

許可等の必要性		
	制限外許可	1 有　2 無
	特殊車両通行許可	1 有　2 無
	保安基準の緩和	1 有　2 無
許可等の取得状況	制限外許可	1 有　2 無
	特殊車両通行許可	1 有　2 無
	保安基準の緩和	1 有　2 無

貨物の内容　1 土砂等　2 長大物品等　3 コンテナ　4 生コンクリート　5 危険物等　6 冷凍、冷蔵品　7 原木、製材　8 引越　9 その他

積載危険物等
- 運搬の有無　1 有　2 無
- 種類　1 危険物　2 火薬類　3 高圧ガス　4 核　5 RI　6 毒劇物　7 可燃物
- ☆品名及び積載量又は放射能の量　品名（　　）kg、l（　　）Bq
- イエローカードの携行状況　1 有　2 無

道路等の状況

- 種類　1 道路（イ高速自動車国道　ロ自動車専用道路等　ハその他）　2 その他の場所
- ☆道路の幅員　　m
- こう配　1 平たん　2 上り　3 下り
- 道路の形態　1 直線　2 右曲り　3 左曲り　4 交差　5 つづら折り
- 路面の状態　1 乾　2 湿　3 積雪　4 氷結
- 警戒標識の設置　1 有　2 無　☆当該道路の制限速度　　km/h
- 踏切の状態　1 遮断機付き　2 警報機付き　3 その他

◆営業所及び運行等の状況

- ☆当時の運行計画　（発地・経由地・着地）
- ☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）
- 安全性優良事業所の認定（貨物のみ）　1 有　2 無
- 運送形態　1 下請運送　2 その他
- ☆荷送人の氏名又は名称
- 荷受人の氏名又は名称

当時の状況

- ☆危険認知時の速度　　km/h
- ☆危険認知時の距離　　m
- ☆スリップ距離　　m
- 当該自動車の事故時の走行等の態様　1 直進（加速）　2 直進（減速）　3 直進（定速）　4 後退　5 追越　6 右折　7 左折　8 駐車　9 停車　10 転回　11 合流　12 その他
- 道路上での事故の場合には事故発生地点　1 車道　2 歩道　3 横断歩道　4 路側帯　5 路肩　6 交差点　7 バス停留所　8 トンネル　9 その他
- 死傷事故の場合には死傷者の状態　1 左側通行　2 右側通行　3 信号無視　4 車道通行　5 歩道通行　6 横断歩道歩行　7 車の直前横断　8 斜横断　9 飛び出し　10 酩酊　11 路上作業　12 路上遊戯　13 乗降中　14 安全地帯　15 自転車運転　16 その他
- 車両の故障に起因する場合には故障箇所　1 原動機（速度抑制装置を除く）　2 速度抑制装置　3 動力伝達装置　4 車輪（タイヤを除く）　5 タイヤ　6 車軸　7 操縦装置　8 制動装置　9 緩衝装置　10 燃料装置　11 電気装置　12 車枠及び車体　13 連結装置　14 乗車装置　15 物品積載装置　16 窓ガラス　17 騒音防止装置　18 ばい煙等の発散防止装置　19 灯火装置及び指示装置　20 反射器　21 警音器　22 視野を確保する装置（後写鏡、窓拭き器等）　23 計器（速度計、走行距離計等）　24 消火器　25 内圧容器及びその附属装置　26 自動運行装置　27 運行記録計　28 その他

◆乗務員

運転者

- ☆氏名
- ☆年齢　　才
- ☆経験年数　　年　　月
- 自動車の運転を職業とする者にあっては勤務状況
 - 本務・臨時の別　1 本務　2 臨時
 - ☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数　　日
 - ☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離　　時間　　分　　km
 - ☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計　勤務日数　　日　乗務距離　　km
- 損害の程度　1 死亡　2 重傷　3 軽傷
- シートベルトの着用状況　1 着用　2 非着用　3 非装備
- ☆交替運転者の配置　1 有　2 無　（交替後の乗務時間及び乗務距離）　　時間　　km
- ☆アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況　1 有　2 無　（最近の受診年月日）　　年　　月　　日
- ☆飲酒の時点及びその飲酒量　1 運行前　2 運行中　（飲酒量）
- ☆過去3年間の事故の状況　（過去3年間の事故件数）　　件　（最近の事故年月日）　　年　　月　　日
- ☆過去3年間の道路交通法の違反の状況　（過去3年間の違反件数）　　件　（最近の違反年月日）　　年　　月　　日
- ☆過去3年間の適性診断の受診状況　1 有　2 無　（最近の受診年月日）　　年　　月　　日　（適性診断受診場所）
- ☆最近の健康診断の受診年月日　（最近の受診年月日）　　年　　月　　日

特定自動運行保安員

- ☆氏名
- ☆年齢　　才
- ☆経験年数　　年　　月
- 本務・臨時の別　1 本務　2 臨時
- 損害の程度　1 死亡　2 重傷　3 軽傷
- 業務場所の別　1 車両内　2 車両外
- シートベルトの着用状況　1 着用　2 非着用　3 非装備
- ☆最近の健康診断の受診年月日　（最近の受診年月日）　　年　　月　　日

車掌

- 本務・臨時の別　1 本務　2 臨時
- 損害の程度　1 死亡　2 重傷　3 軽傷
- シートベルトの着用状況　1 着用　2 非着用　3 非装備

☆◆運行管理者等

	運行管理者 貨物軽自動車安全管理者	統括運行管理者
氏名		
運行管理者資格者証番号又は貨物軽自動車安全管理者講習修了番号		

☆損害の程度

◆死亡	人（うち乗客　　人）
◆重傷	人（うち乗客　　人）
軽傷	人（うち乗客　　人）

(注)
(1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
　なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
(2) ※印欄は、記入しないこと。
(3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
(4) ◆印欄は、事故が第２条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
(5) 時刻の記入は、24時間制によること。
(6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
　1　転覆　当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
　2　転落　当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
　3　路外逸脱　当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
　4　火災　当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
　5　踏切　当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
　6　衝突　当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
　7　死傷　死傷者を生じたとき（９に該当する場合を除く。）
　8　危険物等　第２条第５号又は第６号に該当する事故
　9　車内　操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
　10　飲酒等　第２条第８号に該当する事故
　11　健康起因　第２条第９号に該当する事故
　12　救護違反　第２条第10号に該当する事故
　13　車両故障　第２条第11号又は第12号に該当する事故
　14　交通障害　第２条第13号又は第14号に該当する事故
　15　その他　１から14までに該当しないとき。
(7) ２種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
(8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
(9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
(10) 「安全運転支援装置」とは、自動車に搭載された先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムをいい、当該自動車の搭載状況に該当するものを○で囲むこと。
(11) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
　1　危険物　消防法第２条第７項に規定する危険物
　2　火薬類　火薬類取締法第２条第１項に規定する火薬類
　3　高圧ガス　高圧ガス保安法第２条に規定する高圧ガス
　4　核　原子力基本法第３条第２号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
　5　ＲＩ　放射性同位元素等の規制に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
　　又は同条第５項に規定する放射線発生装置から発生した同条第１項に規定する放射線によって汚染された物
　6　毒劇物　シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
　7　可燃物　道路運送車両の保安基準第47条第１項第３号に規定する品名の可燃物
(12) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
　1　制限外許可　道路交通法第57条の規定による許可
　2　特殊車両通行許可　道路法第47条の２の規定による許可
　3　保安基準の緩和　道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第２条第１項、第４条及び第４条の２に係るもの
(13) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
(14) 「種類」の欄の「ロ　自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「２　その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
(15) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
(16) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
(17) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
(18) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法(昭和27年法律第239号）第３条の規定による旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
(19) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
(20) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
(21) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
(22) 「運送形態」の欄の「２その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
(23) 「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」及び「飲酒の時点及びその飲酒量」の欄は、第２条第８号（酒気帯び運転を伴うものに限る。）に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診したアルコール依存症のスクリーニング検査の受診の有無及び飲酒の時点について、該当する事項を○で囲むとともに、「最近の受診年月日」及び「飲酒量」を記入すること。
(24) 「過去３年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第２項の交通事故に関して記入する。
(25) 「過去３年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去３年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
(26) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第２条第９号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
(27) 「運行管理者」、「貨物軽自動車安全管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者や貨物軽自動車安全管理者のことである。
(28) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の２第１項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第22号）第21条第１項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。